

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
III-2-2 子会社等	III-2-2 子会社等
III-2-2-1 子会社等の業務の範囲	III-2-2-1 子会社等の業務の範囲
(1) (略)	(1) (略)
(2) 保険会社の子会社が営む金融関連業務（法第106条第2項第2号に規定する金融関連業務をいう。以下同じ。）については、以下の範囲となっているか。	(2) 保険会社の子会社が営む金融関連業務（法第106条第2項第2号に規定する金融関連業務をいう。以下同じ。）については、以下の範囲となっているか。
①～④ (略)	①～④ (略)
⑤ 健康・福祉関連業務	⑤ 健康・福祉関連業務
ア. 健康関連業務は、例えば、屋内運動設備等の施設を備え、専門指導員、医療専門者等を配置し、会員に対し健康の維持・向上に寄与する業務がある。	ア. 健康関連業務は、例えば、屋内運動設備等の施設又はコールセンタ一等の機能を備え、専門指導員、医療専門者等を配置し、会員や相談者に対し健康の維持・向上に寄与する業務がある。
イ. 福祉関連業務は、例えば、老人福祉施設等の高齢者福祉関連施設（サービス付き高齢者向け住宅を含む。）の運営及び管理、高齢者福祉関連施設の入居者に対する給食業務等、リハビリテーション機関（アスレチッククラブを含む。）の運営及び管理、健康・医療・介護等福祉に関するコンサルティング、取り次ぎ及び調査研究、介護機器の開発、介護者の研修、在宅サービスに関する業務がある。	イ. 福祉関連業務は、例えば、老人福祉施設等の高齢者福祉関連施設（サービス付き高齢者向け住宅を含む。）の運営及び管理、高齢者福祉関連施設の入居者に対する給食業務・移送業務等、リハビリテーション機関（アスレチッククラブを含む。）の運営及び管理、健康・医療・介護等福祉に関するコンサルティング、取り次ぎ及び調査研究、介護機器の開発・貸付・販売、介護者の研修、高齢者等の訪問看護、在宅関連サービスがある。
⑥～⑧ (略)	⑥～⑧ (略)
(3) (略)	(3) (略)
III-2-2-4 保険会社の海外における子会社等の業務の範囲	III-2-2-4 保険会社の海外における子会社等の業務の範囲
(1)、(2) (略)	(1)、(2) (略)
(3) 保険会社が、法第106条第1項第8号又は第14号に掲げる会社（以下、「保険業を行う外国の会社等」という。）を子会社とするため、同条第7項の認可申請がなされた場合、理由書その他の認可申請書類に以下の	(3) 保険会社が、法第106条第1項第8号から第12号に掲げる会社（同号に掲げる会社にあっては、外国の会社に限る。）又は同条第4項に規定する特例対象持株会社（以下、総称して「保険業を行う外国の会社等」）

## 保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>事項が明確に記載されている必要があることに留意する。</p> <p>① 保険業を行う外国の会社等が、子会社対象会社以外の会社を子会社としているかどうかの別</p> <p>② ①に記載する会社を子会社としている場合には、当該会社の営む業務の内容並びに当該会社の最近の財産及び損益の状況</p> <p>③ ①に記載する会社を子会社とした日から5年以内に、当該会社を子会社でなくなるようにするために講ずることを予定している所要の措置の内容</p> <p>なお、保険会社の財務の健全性に悪影響を与えるおそれがある場合、子会社対象会社以外の会社の業務内容が公の秩序又は善良の風俗を害し、保険業を行う外国の会社等の社会的信用を失墜させるおそれがある場合その他保険業を行う外国の会社等が当該子会社対象会社以外の会社の業務の適正性を確保するよう子会社管理業務を的確かつ公正に遂行できることが確認できない場合は、同項の認可をすることができないことに留意すること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p>	<p>という。）を子会社とするため、同条第7項の認可申請がなされた場合、理由書その他の認可申請書類に以下の事項が明確に記載されている必要があることに留意する。</p> <p>① 保険業を行う外国の会社等が、子会社対象会社以外の会社を子会社としているかどうかの別</p> <p>② ①に記載する会社を子会社としている場合には、当該会社の営む業務の内容並びに当該会社の最近の財産及び損益の状況</p> <p>③ ①に記載する会社を子会社とした日から5年以内に、当該会社を子会社でなくなるようにするために講ずることを予定している所要の措置の内容</p> <p>なお、保険会社の財務の健全性に悪影響を与えるおそれがある場合、子会社対象会社以外の会社の業務内容が公の秩序又は善良の風俗を害し、保険業を行う外国の会社等の社会的信用を失墜させるおそれがある場合その他保険業を行う外国の会社等が当該子会社対象会社以外の会社の業務の適正性を確保するよう子会社管理業務を的確かつ公正に遂行できることが確認できない場合は、同項の認可をすることができないことに留意すること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p>
III-2-15 不祥事件等に対する監督上の対応	III-2-15 不祥事件等に対する監督上の対応
<p>不祥事件等に対する監督上の対応については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 不祥事件等届出書の受理</p> <p>① (略)</p>	<p>不祥事件等に対する監督上の対応については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 不祥事件等届出書の受理</p> <p>① (略)</p>

## 保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>② 不祥事件等届出書の届出の受理にあたっての留意事項等は、以下のとおりとする。</p> <p>ア. 保険会社又は法第2条第12項に規定する子会社（保険会社の子会社である保険会社及び少額短期保険業者を除く。以下、Ⅲ－2－15において「保険会社等」という。）<u>若しくは保険会社等の役員又は</u>使用人（保険募集人として登録又は届出されている者を除く。）が規則第85条第5項各号のいずれかに該当する行為を行った場合は、当該保険会社の代表取締役から金融庁長官宛の不祥事件等届出書を保険課が受理することとする。</p> <p>イ. 保険募集人として<u>登録又は</u>届出されている者が、規則第85条第5項各号のいずれかに該当する行為を行った場合は、当該保険募集人を管理する保険会社の支社、支店等の長から当該保険募集人の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長等宛の不祥事件等届出書を当該財務局等が受理することとする。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p>② 不祥事件等届出書の届出の受理にあたっての留意事項等は、以下のとおりとする。</p> <p>ア. 保険会社、法第2条第12項に規定する子会社（保険会社の子会社である保険会社及び少額短期保険業者を除く。）<u>若しくは業務の委託先</u>（以下、Ⅲ－2－15において「保険会社等」という。）<u>又は</u>保険会社等の役員<u>若しくは</u>使用人（保険募集人として登録又は届出されている者を除く。）が規則第85条第5項各号のいずれかに該当する行為を行った場合は、当該保険会社の代表取締役から金融庁長官宛の不祥事件等届出書を保険課が受理することとする。</p> <p>イ. 保険募集人として<u>登録若しくは</u>届出されている者<u>又は</u>それらの役員<u>若しくは</u>使用人が、規則第85条第5項各号のいずれかに該当する行為を行った場合は、当該保険募集人を管理する保険会社の支社、支店等の長から当該保険募集人の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長等宛の不祥事件等届出書を当該財務局等が受理することとする。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>